

飲食サービス利用規約（キャンセルポリシー）

有限会社 大定 店名：江戸前磯料理 大定（以下、当店といいます）が提供する飲食サービスについて、そのサービス内容とご利用頂くお客様（以下、利用客といいます）の利用条件は以下に規定するとおりとします。

この飲食サービス利用規約（以下、本規約といいます）は当店のウェブサイトおよび店内に掲示するものとし、利用客はウェブサイトの予約フォームの送信、電話予約時、店頭でのサービス申込時に本規約の内容に同意されたものとみなします。

第1条（適用範囲）

当店が利用客との間で締結する飲食サービスに関連する契約は、本規約の定めるところによるものとし、この本規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された商慣習によるものとし、

当店が法令および商慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条（飲食サービスの予約・申込金）

当店に飲食サービスの予約をしようとする者は、次の事項を当店に申し出ていただきます。

- イ. 利用者の氏名。団体の場合は代表者の氏名。
- ロ. 飲食サービスの利用日および利用時刻
- ハ. 電話番号
- ニ. 利用人数
- ホ. その他当店が必要と認める事項

飲食サービスの予約方法としては、次のとおりとします。

- イ. ウェブサイトの予約申込フォームの送信
- ロ. 当店の営業時間内での電話
- ハ. 当店の店頭での申込

11名以上の予約については、飲食人数の基本飲食料を限度として当社が定める申込金を、当社が指定する日までに、お支払いいただきます。申込金は、まず、利用客が最終的に支払うべき飲食料金に充当し、予約キャンセルおよび利用客の責による損害賠償という事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば返還します。

申込金を当社が指定した日までにお支払いいただけない場合は、飲食サービス契約の予約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当社がその旨を利用客に告知した場合に限ります。

第3条（予約の成立）

飲食サービス契約は、当社が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当社が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

仮予約の場合、予約日の20日前までに本予約の申請が必要になります。

予約日の20日前までに本予約の申請がない場合、他の予約を優先させていただきます。

第4条（当社による予約および飲食サービス契約の拒否）

当社は、次に掲げる場合において、飲食サービス契約の締結に応じないことがあります。

1. 飲食の申込みがこの本規約によらないとき。
2. 満席により座席の余裕がないとき。
3. 飲食しようとする者が、飲食に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 飲食しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき

ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

5. 飲食しようとする者が当社もしくは当社従業員に対して暴力的要求行為もしくは不当な要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
6. 飲食しようとする者が、厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により飲食させることができないとき。
8. 飲食しようとする者が泥酔等により他の利用客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
9. 他の利用客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

第5条（利用客からの契約解除）

利用客は、当社に申し出て、飲食サービス契約（予約）を無条件に解除（キャンセル）することができます。ただし、利用客がその責めに帰すべき事由により飲食サービス契約の全部または一部を解除した場合は、以下に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

当社は、利用客が連絡をしないで飲食日当日の予定時刻（予約時刻を30分経過した時刻）になっても到着しないときは、その飲食サービス契約は利用客により解除されたものとみなし処理することがあります。

<キャンセルの違約金が発生する場合>

契約申込人数	当日	前日	2日前	3～7日前	8～10日前	11～20日前
1-10名	100%	50%	-	-	-	
11-50名	100%	50%	30%	20%	20%	10%
51名以上	100%	80%	50%	30%	30%	20%

<キャンセルの違約金について>

- 1.%は、基本飲食料（申込コースの料金）に対する違約金の比率です。
- 2.取り消し人数が複数の場合には、取消人数分の違約金となります。
- 3.予約者が、仲介会社等（予約サイト含む）を通して予約申込みをした場合で、申込の際に、違約金（取消料）に関して当該旅行会社等（予約サイトを含む）による別段の規定の適用があるとされていた場合は、当該規定に従うものとします。

第6条（当店からの契約解除）

当店は、次に掲げる場合においては、飲食サービス契約（予約）を解除することがあります。当社がこの規定に基づいて飲食契約を解除したときは、利用客がいまだ提供を受けていない飲食サービス等の料金はいただきません。ただし、利用客が当店に対し現実に損害を与えた場合は、その損害に応じた費用の賠償を請求することがあります。

- 1.利用客が飲食に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- 2.利用客が厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
- 3.天災等不可抗力に起因する事由により飲食させることができないとき。
- 4.利用客が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき

ロ.暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき

ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき

- 5.利用客が当店もしくは当店従業員に対して、暴力的要求もしくは不当な要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- 6.飲食しようとする者が騒音、泥酔等により他の利用客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。飲食者が他の利用客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
- 7.禁煙が指定されている場所での喫煙、消防用設備等に対するいたづら等、火災予防上、障害となる行為を行ったとき。

8.施設内に以下のものを持ち込んだときまたは持ち込もうとしたとき。

- ・拳銃
- ・刀剣類
- ・著しく悪臭を発する物品
- ・著しく大量の物品
- ・発火、引火しやすい物（火薬や揮発油）
- ・植物・動物・昆虫その他これに類するもの
- ・その他、法令により所持が禁止されているもの

9.施設内で他の飲食者、来訪者または従業員に対し、広告物・物品を配布する行為、宗教活動（布教・勧誘）または営業行為を行ったとき。

10.他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき。

11.その他本店が信義則上、契約を続行できないと判断したとき。

第7条（料金の支払い）

利用客が支払うべき飲食料金等の内訳およびその算定方法は、本店が別途メニュー表に掲げるところによります。

飲食料金等の支払いは、日本銀行券および貨幣（日本円）、または本店が認めた飲食券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、飲食終了時の精算の際または本店が請求したとき、本店の会計場所において行っていただきます。

本店が利用客に食事サービス等を提供し、利用が可能になったのち、利用客が任意に飲食しなかった場合および任意に飲食を中止した場合においても、提供分の飲食料金を申し受けます。

第8条（本店の責任）

本店は、飲食サービス契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により利用客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが本店の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第9条（寄託物等の取扱い）

利用客が本店にお持ち込みになった物品または現金ならびに貴重品であって本店にお預けになったものについて、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、本店側の故意または重過失による事由の場合は、その損害を賠償します。

ただし、現金および貴重品については、本店がその種類および価格の明告を求めた場合であって、利用客がそれを行われなかったときは、本店は5万円を上限としてその損害を賠償します。

利用客が本店から退出したのち、利用客の手荷物または携帯品が本店に置き忘れられて

いた場合において、その所有者が判明したときは、当店は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、原則として発見日を含め30日間保管しますが、この期間を経過したものについては当店の判断で処分するものとし、当該処分について当店は一切の責任を負いません。

利用客が、当店従業員の指図、案内、掲示、緊急時の避難誘導・ご案内などに従われなかったことにより生じた損害については、当店は、その賠償はいたしません。

第10条（駐車場の責任）

利用客が当店および当社と契約する駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当店は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当店の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第11条（利用客の損害賠償責任）

利用客の故意または過失により当社が損害を被ったときは当該利用客は当社に対し、その損害を賠償していただきます。

第12条（Wi-fi 通信についての免責）

当店内からのインターネット通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。当社が提供する Wi-fi 通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。また、インターネット通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

以上

2016年10月1日制定

2022年9月30日改定

有限会社 大定

代表取締役 大嵩 修司